



パンフレットラック広告サービス

貴社の商材に関心ある人に届ける！
受注、成約につなげるパンフレットを
大商ロビーに置きませんか？

最大24週間借りても料金は33,000円！
大商事業のパンフレットと並んで陳列！
先着順受付！最大24週間継続利用可！

【会員限定ご利用料金】

月額 5,500円（税込）

A4サイズ・1枠・1カ月（4週間）



1階
玄関

展示PRスペース



自社ブランドの認知拡大や宣伝に！
大商ビルの1階玄関ロビーで
貴社の技術や商材をPRしませんか？

1カ月（4週間）借りても料金は55,000円！
約13㎡（3.6m×3.6m）のスペースを独占！
先着順受付！最大8週間の継続利用可！

【会員限定ご利用料金】

最初の1週間 22,000円（税込）

継続1週間毎 11,000円（税込）

お役に立ちます！

大阪商工会議所

大阪商工会議所 会員部 管理担当

TEL. 06-6944-6268

〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2番8号

サービスのご利用方法

- ① 専用ウェブサイトからご利用状況を問合せ下さい。

パンフレットラック
広告サービス



展示PRスペース



<https://www.osaka.cci.or.jp/occi Rack/>

<https://www.osaka.cci.or.jp/occi pr/>

- ② おって、ご利用申込書を送りますので、ご利用規約をご承諾の上、ご提出ください。
- ③ ご利用日から展示物の設置や広告物の陳列をしていただきます。ご利用最終日までには撤収を完了してください。
- ④ ご利用終了後、請求書を送付しますので期日までにご入金ください（銀行振込のみとなります）。

ご利用上のご注意

- ご利用申し込みの際は、各サービスのご利用規約をご承諾の上、お申込み下さい。
- お申し込みの際、広告や展示物の内容について審査を行います。その際、広告や展示物の内容として相応しくない場合はご利用をお断りします。また、審査内容については一切お伝えいたしません。
- 広告による効果については本所は一切の責任は負いません。
- 掲示物が不足した場合の補充はいたしませんので、適宜ご確認ください。

大商会員だけが利用できる“販路拡大支援サービス”です！

【問い合わせ】
会員部管理担当

電話 06-6944-6268



genkan-pr@osaka.cci.or.jp

※表示価格はすべて
税込み価格です

2024.6.11

大阪商工会議所「パンフレットラック広告サービス」Q & A

（Q1）パンフレットを置く場所はどこですか？

大阪商工会議所1階玄関ロビーにあるパンフレットラック「会員PR／その他」のラック上段に置くことができます。なお、パンフレットを置く枠については本所で指定いただけません。

（Q2）利用できるパンフレットはどのようなものですか？

- サイズ：A4サイズ（横210×縦297mm）以下
- 素材：紙
- 形態：パンフレット、リーフレット、チラシ類

（Q3）1枠あたりの利用料金はいくらですか？

月額5,000円（税別）です。
なお、1カ月＝4週間が利用単位となります。

（Q4）最大何枠まで利用できますか？

1利用者につき、最大2枠までです。

（Q5）パンフレットは1枠あたり何枚までおけますか？

厚さ90キ口の紙で約80枚程度、設置できます。

（Q6）パンフレットが無くなった際の補充はしてくれますか？

不足の確認を常時できませんので、本所では、原則、補充いたしません。

（Q7）置いてはいけないパンフレットはどのようなものですか？

以下のような広告物は掲示できません。

- 公序良俗に反するもの
- 関係法規に違反するもの
- 誤解を与える恐れがあるもの
- 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがあるもの
- 虚偽があると考えられるもの
- 利用者以外の企業広告ならびに利用者以外の事業者名、利用者以外の事業者の商品・サービス名が掲載されているもの

- 大商の業務と競合、あるいは大商の業務に支障をきたすもの
- その他、掲載する広告として適当でないと大商が認めるもの

(Q8) 最長何カ月まで利用することができますか？

1 回のお申し込みにつき、最大6 カ月（24 週間）までとしています。ただし、空き状況があれば、再度お申し込みの上、継続して利用いただけます。

(Q9) 利用したい場合はどのようにしたらよいですか？

空き状況やご利用可能かどうかの確認をしますので、まずは大阪商工会議所のウェブサイトにある「利用問合せフォーム」から問い合わせください。



<https://www.osaka.cci.or.jp/occi Rack/>

(Q10) 広告にある名義と異なる名義での利用はできますか？

広告物にある名義と同一の広告以外のご利用いただけません。

(Q12) 会員でない場合はどうしたらいいですか？

ご利用と同時に加入申し込みと会費の支払いを済ませていただければ、ご利用いただけます。

(Q13) 支払いはいつ、どのようにすればいいですか？

ご利用開始後に請求書を発送いたしますので、所定の銀行口座に期日までにお振り込みください。

(Q14) 広告の審査で「利用不可」になることはありますか？

広告の事前審査で利用いただけない場合がございます。

ただし、利用不可となった理由につきましては、詳細な説明はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(Q15) パンフレットの在庫は預かってもらえますか？

パンフレットの保管場所がございませんので、在庫のお預かりはいたしません。

(Q16) お盆や年末年始など閉館期間や来場者が少ない週も利用期間に含まれますか？

あらかじめ利用期間のうち、お盆や年末年始期間など特定の週については、利用期間から除外する場合があります。

(Q17) 期間途中で利用をやめる場合は返金してもらえますか？

お申込みいただいた期間での利用料を頂戴しますので、返金はいたしません。

(Q18) 期間が終了したあとのパンフレットは返送してもらえますか？

利用申込書の記載にしたがいます。なお、ご返送が必要な場合は、着払いにて発送いたします。引き取りの場合は、サービス利用終了後2週間以内に引き取りをお願いします。引き取りが無い場合は、こちらで処分させていただきます。

大阪商工会議所「パンフレットラック広告サービス」利用規約

（趣 旨）

第1条 この規約は、大阪商工会議所（以下「大商」という。）が大阪商工会議所ビル1階玄関にて提供する「パンフレットラック広告サービス」について必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第2条 パンフレットラックに設置する広告（以下「広告」という）は、次に掲げるものを除くものとする。

- （1） 公序良俗に反するもの
- （2） 関係法規に違反するもの
- （3） 誤解を与える恐れがあるもの
- （4） 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがあるもの
- （5） 虚偽があると考えられるもの
- （6） 利用者以外の企業広告ならびに利用者以外の事業者名、利用者以外の事業者の商品・サービス名が掲載されているもの
- （7） 大商の業務と競合、あるいは大商の業務に支障をきたすもの
- （8） その他、掲載する広告として適当でないと大商が認めるもの

2 大商の会員以外の広告物は設置しない。

（広告の規格）

第3条 広告の規格は次のとおりとする。

- ・ サイズ：最大A4サイズ（横 210×縦 297mm）
- ・ 素 材：紙類
- ・ 形 態：パンフレット、リーフレット、チラシ類

（広告の設置）

第4条 広告を設置する場所は大商が指定するパンフレットラックの「会員PR」の専用枠とし、広告の配置は大商が定める。

2 1社・団体、1会員につき、最大2枠までとする。

3 広告の補充は利用者が行うものとする。

4 パンフレットの設置および回収は、大商の営業時間内（平日の9:00～17:15）に行うものとする。なお、期限までに回収されない場合は、大商で一定期間管理した後に処分する。

(利用期間)

第5条 広告を利用する期間（以下「利用期間」という。）は、土日祝日を含む4週間で1カ月の単位とする。

2 毎月のサービス利用の開始日および終了日は大商と利用者が協議し、定める。

3 1回の利用申込みで、原則として最長6カ月（24週間）の連続利用を限度とする。

4 引き続きサービスを利用する場合は、あらためて利用申込書を提出するものとする。

(サービス利用料)

第6条 前条に規定する期間に係るサービス利用料は次のとおりとする。

(1) サービス利用料（別途、消費税）

1 枠につき、5,000円/月

(2) 第1項にかかわらず、会員であっても会費の滞納があるものは、利用を認めない。

(サービス利用希望者の募集)

第7条 サービス利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）の募集は、大商ホームページ等で公募するものとする。

2 大商は申し込みを先着順で受け付け、サービス利用専用枠が埋まり次第、募集を中止する。

(サービス利用の申し込み)

第8条 利用希望者は、大商が別途定めた期日までに、「大商パンフレットラック広告サービス利用申込書」に、掲載しようとする広告の見本を添えて申し込むものとする。

2 広告は、利用希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(サービス利用の決定)

第9条 大商は、第2条と第6条2項の規定に基づき、サービス利用の可否を決定する。

2 大商は、サービス利用の可否を決定したときは、その結果並びに広告内容及び条件等について利用希望者に、通知する。

3 可否について疑義が生じた場合は、大商において「パンフレットラック広告サービス検討会議」を開催し、協議において決定する

(サービス利用申込書の提出と利用料の払い込み)

第10条 第9条の規定によりサービス利用可の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、大商が別途定めた期日までに、掲載内容及び条件等について承諾した上で大商に提出するとともに、大商が別途定める方法で期日までに料金を払い込む。

(広告の審査)

第11条 広告の内容については、大商の信用性等を損なうことのないようにするとともに、利用者は事前に大商に広告物を提出することとする。

2 広告利用に関する基準は、大商が別に定める。

(広告の変更)

第12条 大商は、広告の内容が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの規約等に抵触していると判断したときは、利用者に対して広告の内容等の変更を求めることができ、利用者はこの指示に従わなければならない。

2 広告の内容等の変更は、利用者の負担で行うものとする。

(サービス利用の取消し)

第13条 大商は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の利用を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに書類の提出がないとき

(2) 指定する期日までにサービス利用料の納付がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を利用者が行わないとき

(4) 利用者に大商の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき

(5) 利用者に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき

(6) 利用者の倒産等により広告を掲載する必要がなくなったとき

2 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みのサービス利用料は返還しない。

(サービス利用の取り下げ)

第14条 利用者は自己の都合により、広告の利用を取り下げることができるものとする。

2 第1項の規定により広告の利用を取り下げるときは、利用者は大商所定の書により大商に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みのサービス利用料は返還しない。

(利用期間の延長)

第15条 掲載期間のうち、大商が別に定める期間は利用延長することがある。利用延長については、大商から利用者に対して利用申込書の提出時に利用期間について明示する。

2 利用者の責に帰さない理由により、大商がサービスを提供できなかったときは、提供できなかった日数に応じて、利用期間を延長する。ただし、利用者がサービスを利用できなかった日数が1日未満の場合は、利用期間の延長は行わない。

(サービス利用料の返還)

第16条 大商は、前条の規定によりサービス利用ができなかった場合で、かつ、利用期間の延長が困難な場合には、納付済みのサービス利用料を当該利用者に返還する。

2 第1項の規定により返還するサービス利用料は、サービスを利用できなくなった日からサービス利用終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

3 第2項の規定により還付するサービス利用料には利子を付さない。

(利用者の責務)

第17条 利用者は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 利用者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、大商に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、利用者の責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第18条 サービス利用によって大商の体面を傷つけた場合、大商は利用者に損害賠償を請求することができる。

(その他)

第19条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 本規約は、2024年4月1日から施行する。

大阪商工会議所「パンレットラック広告サービス」利用申込書				
ご承諾	☐ 「パンレットラック広告サービス」を承諾し、申し込みます。（※必ず ☒ チェックしてください）			
申込日	年 月 日			
貴社名	(印)			
会員番号	K・KT ー ー	未加入の方	☐ 会員に入会する	
所在地	〒 ー			
連絡先 ご担当者	所属・役職			
	氏名		(フリガナ)	
	電話番号		FAX番号	
	Eメール			

【ご利用内容】

ご利用期間	開 始	年 月 日 ()	計	ヵ月 (※1ヵ月4週間・最大6ヵ月)
	終 了	年 月 日 ()		
ご利用の枠数		枠 (※最大2枠まで。空き枠が無い場合は1枠のご利用となります)		
残部の取り扱い		☐ 破棄してほしい ☐ 返送してほしい(※着払い) ☐ 引き取る(※終了後2週間以内)		
ご利用の目的				
広告物①の内容 (タイトル・仕様など)				
広告物②の内容 (タイトル・仕様など)				
備考・特記事項				

事務局 使用欄	部長	担当課長	担当

請求金額	入金確認